

施策名(節)： 防災・減災

1. 施策の基礎情報 <Plan>

		担当課	総務課
総合計画上の位置付け	章	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます	
	節	第1節 防災・減災	
成果目的 (総合計画基本方針)	<p>自助・共助の意識啓発や防災組織の育成により、災害時における住民の適切な行動を促進します。災害を防ぎ、発生時にも被害を最小限に抑制する減災の仕組みづくりを推進します。</p> <p>大規模災害時等、災害時に速やかに必要な支援を得る(する)ため、遠隔地の市町村や関係機関などとの災害応援協定の締結を図ります。</p>		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	<p>平成23年3月の東日本大震災の発生や、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震、また、平成24年8月の京都府南部豪雨や平成25年9月の台風18号に伴う大雨特別警報の発表など、広域化・激甚化する自然災害などによって、住民の防災や減災に対する意識が高まっています。</p> <p>地域防災計画に基づき、防災会議の開催、防災パトロールの実施、緊急時情報受発信を強化するとともに、木造住宅耐震診断への補助や民間企業との連携による避難所の確保など、災害に強い基盤づくりを進めてきました。</p> <p>また、災害発生時に迅速な対応ができる体制づくりが大きな課題となっており、特に災害の初動期には自主的な判断・行動、そして身近な地域での対応が求められることから、防災リーダーの育成や個々の住民の防災・減災知識の習熟などが必要です。</p> <p>災害時には正確で迅速な情報が重要であり、情報伝達の確実性の向上も課題となっています。</p> <p>武力攻撃等、緊急事態に備えた計画のさらなる整備が必要です。</p>		
総合計画基本計画(項目)	①防災・減災体制の強化 ②防災に対する住民意識の啓発 ③災害時の情報伝達体制の強化 ④災害に強い基盤の整備 ⑤緊急事態危機対応の整備		
主な事務事業の取組内容	宇治川、木津川での水防訓練、総合防災訓練、同報系防災行政無線の整備、ハザードマップの更新、住宅の耐震化の促進		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 3 実績値	R 4 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 避難行動要支援者名簿登録者数	人	90(H26)	200	164	153	500
【 5次総計目標 】 自主防災リーダー研修会参加者数	人	68(H26)	80	44	50	100
【 5次総計目標 】 校区防災訓練参加者数(3校区計)	人	1,342	1,500	—	55	1,700
【 】						
【 】						

3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 3 年度 決算額	12,690
令和 4 年度 決算額 (a)	10,914
令和 5 年度 予算額 (b)	22,949

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

住民の安全・安心を守るため防災会議やその幹事会を開催し地域防災計画の見直しを行っている。

自主防災組織については、現在38の全自治会で組織化されており、各自主防災会で自主防災対策に取り組まれている。令和3年度はコロナ禍であったが、自主防災会等にリーダー研修会を開催し地域防災への啓発に努めた。

通信関係では、災害時に的確かつ迅速な情報伝達を行うため、同報系の防災行政無線(屋外スピーカー)を町内19箇所に設置し、平成31年4月から運用している。また、聞こえにくい人に対して登録型戸別受信システムを導入し、令和元年5月から運用している。

地震対策としては、平成27年度末で耐震化率約9割を目標とし、平成17年度から耐震診断補助、平成21年度から家具転倒防止器具設置補助、平成22年度からは耐震改修補助をそれぞれ実施し、その対応を図ってきたが、耐震化率は7割程度が現状である。また、平成30年6月の大阪府北部の地震発生を受け、ブロック塀撤去に対する補助制度を創設した。令和2年度から京都府の補助金がなくなる中、令和3年度からは補助額を減額して対応していたが、令和4年度をもって当該事業の補助制度は廃止となった。

住民の安心・安全に向けて、実施する事業は多岐にわたる。主として町が実施する各種の防災対策、自主防災組織の活動を支援するもの、耐震化や資機材の補助など、その構成は概ね妥当と考える。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<p><観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。</p> <p>自主防災組織未加入者についての対策は必要であり、避難情報等の伝達については、自治会未加入者や企業への伝達について課題があったが、同報系無線により一定の情報伝達が可能となる。しかし、音の伝達には限界が有り、手段の多重化を進める必要がある。また、現在使用しているMCA無線は、あと数年のうちにサービスが終了するとの話もあり、新たな情報発信ツールへの移行について検討しなくてはならない可能性がある。</p> <p>自助・共助・公助のうち、大きな災害発生時には特に自助・共助が大切になってくるが、実際は公助に大きな期待を持たれている人がまだまだ多い。意識変革につながるようリーダー研修会や出前講座を積極的に活用した啓発が必要である。</p> <p>全域が水没する本町の特性から、どこへ避難すべきか判断が難しい。また、コロナ禍での避難として分散避難やマイ避難所、広域避難という多くの選択肢を求めると、個人の対策とともに、地域としての取組を推奨するタイムラインの策定などソフト的な内容に取り組んでいく必要がある。</p>
施策の方向性	<p><観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。</p> <p>全町的な地域防災力の向上に繋がるよう啓発に努めていくために、自主防災組織の結成と支援を今後も進めていく。</p> <p>また、同報系の防災行政無線や登録型戸別受信システムなど、全ての人に効果的に防災情報を伝達できるシステムの構築に努めていく。さらに、住民自ら避難開始のスイッチが入れられるよう、積極的な地域への出向も含め必要な情報の提供や仕組みづくりを進めていく。</p> <p>なお、ブロック塀撤去については、補助制度は終了したが、地震等への対策の必要性について引き続き住民周知を行っていく。</p>

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度		
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針	
① 防災力強化総合事業	義務自治	政策	災害時の迅速な対応を促すため、住民・町内企業等へ一斉に情報伝達を行う無線設備の整備を行うほか、町総合防災訓練の実施や国の浸水想定区域図の改定に伴うハザードマップの更新等、ソフト・ハード両面の取組により町全体の防災力の向上を図る。	7,545 (14,205)	11,687	B	令和元年度から運用を開始している同報系防災行政無線や登録型戸別受信システム等の運用及び維持管理のほか、ソフト面も実施し、総合的な防災力の向上を図る。減災に繋がるよう、防災会議の開催や、気象情報の監視や防災パトロールを実施し、住民の安心・安全を守る。
② 風水害対策事業	義務自治	政策	水害から住民の生命、財産を守るため、水防体制の強化、水防工法の習得と技術の錬磨を図るための訓練を実施する。	72 (2,292)	330	B	水防工法の訓練内容、実施方法など、随時に見直しを図り効果的な訓練とする。
③ 自主防災組織活動支援事業	任意自治	政策	災害時における地域住民の迅速な避難や対応が図れるようにするため、各地域に自主防災組織を設置し、その活動支援として、自治会、自主防災会、サークル等に対し手軽に防災の知識が身につくよう出前講座などの取組を行う。 また、自主防災活動を行うため、自治会が必要となる資機材の購入に対し補助を行うとともに、地域の防災リーダーの育成に向けて防災士の資格取得支援を行う。	348 (4,048)	922	B	被害軽減対策の活動が十分行えるよう、自治会等地域への出前講座等も含め、今後も継続して活動を支援する。
④ 地震対策推進事業	義務自治	政策	地震による被害から住民の生命・財産を守るため、木造住宅の耐震診断をはじめ、高齢者世帯等を対象とした住宅内家具等の転倒防止器具取り付けや木造住宅耐震改修・住宅耐震シェルターの設置、公会堂等の耐震化に対する補助など地震対策を行う。	1,299 (5,739)	6,890	D	木造住宅耐震診断士派遣事業、耐震改修事業、家具転倒防止器具設置事業を実施することにより、さらなる事業の推進を図る。
⑤ 防災用資機材等整備事業	義務自治	経常	災害時における迅速な防災活動や避難時の非常食等を確保するため、必要な資機材の整備・点検を行うとともに、避難所や福祉避難所等での住民に配布する水、非常食などの物品の備蓄・更新を行う。	1,650 (3,130)	3,100	B	災害に対応できるように防災資機材の備蓄・更新を図る。 また、コロナ禍における避難所運営に関し、避難所内での感染症防止のため、必要な対策も講じる。
⑥ 国民保護計画推進事業	義務自治	経常	武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、国民保護協議会の開催や適切な避難誘導、救援体制の確立を図る。	0 (2,960)	20	B	近年の世界情勢に鑑み、必要であれば国民保護計画の一部修正も視野に入れながら、計画の適切な運用を行う。
⑦							
(a) 決算額・予算額 計				10,914 (32,374)	22,949	(b)	

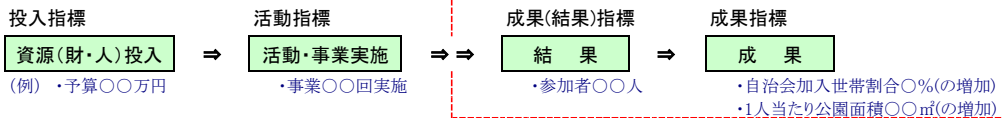
施策名(節)： **消防（火災・救急・救助）**

1. 施策の基礎情報 <Plan>		担当課	消防本部
総合計画上の位置付け	章 節	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 第2節 消防(火災・救急・救助)	
成果目的(総合計画基本方針)	複雑多様化する火災・災害に対応できる常備消防・消防団の強化を図ります。 幹線道路や企業の立地など、まちの特性に応じた救急・防火体制の充実を図ります。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	本町においては、広域幹線道路の整備等に伴う各種災害・事故の広域化や複雑化に備え、消防職員の研修や資機材の増強整備、消防団員の確保や女性消防団の育成、住民に対する応急手当ての普及啓発等に努めてきました。地域防災力の中核となる消防団については、高齢化の進行や消防団員のサラリーマン化による団員確保の困難さ、応召人員の低下などが危惧され、地域の状況に応じた団員確保や消防体制づくりが必要です。 火災の複雑化や救急活動の高度化等に対応し、資機材の維持管理、老朽化した消防車両・資機材の更新が必要です。 火災の発生を予防するため、自治会や事業所等の防火意識の高揚を図ることが必要です。		
総合計画基本計画(項目)	①消防力の強化 ②救急・救助体制の強化 ③火災予防体制の強化		
主な事務事業の取組内容	消防職員・団員のWEBを含む訓練研修への参加、消防車両及び消防団小型消防ポンプの更新、防火対象物及び危険物施設への査察の実施、町民に対し火災予防、住宅用火災警報器の設置と維持管理について広報活動を実施する。また危険物従事者研修会を開催し、危険物取扱者と関係者に対し防火意識の向上を図る。 コロナ禍で開催が減少していた一般住民等を対象とした普通救命講習会等を実施し、応急手当の重要性を再認識してもらうため普及啓発に努め、救命率の向上に努めた。救急活動では、救急隊全体の救命処置に対する救急活動向上のため訓練を実施し、医師の医学的な事後検証、救急救命士の病院研修等各種研修によりプレホスピタル・ケアの充実を図った。 コロナ禍で希薄になりつつある防災意識を再認識してもらうため、自主防災訓練、集団防火指導等を活用し、火災予防、災害被害予防等に関する広報を実施するなどして、意識の再構築を図る。		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 3 実績値	R 4 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 自治会の集団防火指導実施率	%	8(H26)	25	1	1	35
【 5次総計目標 】 普通救命講習・応急手当講習受講人数	人	831(H26)	1,000	260	297	1,100
【 成果(結果)指標 】 消防団定員数比率	%	99(H26)	100	98	98	100

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確にし、「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

年度	決算額	(千円)
令和 3 年度	45,493	
令和 4 年度	119,865 (a)	
令和 5 年度	77,003 (b)	

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 新型コロナウイルス感染症対策を講じWEB講習を活用し、普通救命講習・応急手当講習受講者は応急手当の普及啓発活動により増加しているが、コロナ禍以前の水準には戻っていない。自治会の集団防火指導について、担当者制として、自治会長宅への訪問等を行い、実施率向上に努めてはいるが、コロナ禍であり、目標値には近づけていない。 事業所に対しては、コロナ禍においても消防訓練の実施、広報活動により一定の効果が見える。広報活動については今後も継続して実施する。消防団定員数比率については、高い比率を維持できているが、令和4年度末の退団者数に対して令和5年度入団者数が少ないため、団員確保のための取組を消防団と協議していく必要がある。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 一般住民に対しての応急手当の重要性を再認識してもらい救命率向上を図るためには、普及啓発活動は必須であり、今後も継続していかねばならない。火災予防については住宅用火災警報器の設置、維持管理について啓発活動が重要である。また、危険物施設の事故防止のため、危険物従事者研修会を開催し、危険物取扱従事者と関係者に防火防災意識の向上を図らなければならない。 防火防災の意識の向上には、集団防火指導などで、直接住民と接しての指導が必要不可欠であり、継続していかねばならない。 異常気象により自然災害等は各地において毎年発生しており、また、今後危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に対応するためには、地域に密着した消防団員の力が必要であり、今後も高い水準で定員数比率を維持していかねばならない。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

<p>今後発生が予測される課題</p>	<p><観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。</p> <p>近年、全国各地において異常気象等による大規模な自然災害が頻発し、高度な知識技術での対応が求められている。また、令和4年は過去最高の救急件数となり、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大など状況が不透明であり、搬送件数増加の傾向が予測される。</p> <p>また、災害が大規模化すれば消防団員の消防力が必要不可欠であるが、消防団のサラリーマン化等で団員確保が困難になることが予測される。</p>
<p>施策の方向性</p>	<p><観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の分類が見直され、訓練や研修はほぼ例年どおりに開催されてきており、計画的に職員、団員に受講させ、それらで習得した高度な知識や技術をフィードバックし、職員、団員の知識技術の維持向上を図る。さらに各種行事も従来通りに開催されているため、住民に消防団活動への理解を深めてもらい、消防団員の確保等を目指す。住宅火災及び危険物施設からの出火を防止するために、火災予防広報活動の継続と危険物取扱従事者研修会を開催し、防火防災意識の向上に努める。</p> <p>また、京都府南部消防指令センターの共同運用について取り組みが進められており、関係消防本部で連携・協力体制を確立し、スムーズな共同運用へ向けての検討を重ねる。老朽化が進む消防車両や消防機械器具等の更新や消防水利等の整備増強に努め、災害への安全・確実・迅速な対応を図る。</p> <p>また、コロナウイルスが5類に引き下げられたことをうけ、集団防火指導の積極的な実施を呼び掛け、住民の方々の防火防災意識の向上に努める。</p>

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	消防職員訓練・研修事業	任意自治	経常	消防職員の知識と技術の向上を図るため、各種訓練や研修等を行う。	2,328 (12,783)	2,747	B 各種研修や訓練を受講し、複雑化、高度化している災害に対応できるよう、知識や技術を習得していかねばならない。
②	消防団員訓練・研修事業	任意自治	経常	消防団員の知識と技術の向上を図るため、各種訓練や研修等を行う。	946 (11,401)	2,086	B 団員に訓練や研修に参加させ、大規模な災害等に対応するために知識や技術の習得を図る。
③	消防団消防操法訓練事業	任意自治	政策	消防団員の消防活動に対する意識の高揚や技術の向上を図るため、隔年で日頃の消防団の訓練活動を披露する町長査閲消防団訓練大会と府消防操法大会への取組を行う。	1,504 (7,534)	4,639	B 消防団活動の基本的動作が盛り込まれている消防操法訓練を通じて、団員の現場活動時における技能向上を図る。
④	出初式典事業・出初式事業	任意自治	経常	消防署、消防団、各事業所の自衛消防隊がともに消防活動の連携と意識高揚を図るため、出初式等式典を実施する。	437 (6,797)	1,082	B 消防団等の士気の高揚を図り、職員、団員、自衛消防隊が一致団結し、災害に取り組む姿勢をアピールすることで、住民の方々に安心感を持ってもらう。
⑤	消防広域化推進事業	任意自治	政策	消防力の強化と行財政運営の効率化を図るため、消防の広域化を検討する。	39 (8,064)	420	A 指令センターの共同化に向けて、設計を進めていく。
⑥	指令装置等維持管理事業	義務自治	経常	迅速な消防・救急活動を行うため、一般加入電話・IP電話・携帯電話からの119番通報などを取りまとめ、効率よく緊急通報の受信を行う。	10,915 (18,790)	31,087	B 119番通報を効率よく受信し、災害現場においての無線通信で確実な連携を構築するため、消防救急指令装置システム更新等を行い、指令装置等の維持管理に努める。
⑦	消防機械器具等整備事業	義務自治	政策	迅速な消防・救急活動を行うため、消防機械器具や救急活動資機材の適正な管理と老朽化しつつある機械器具等の更新並びに増強整備に努める。	84,429 (98,904)	3,038	A 多種多様化する災害に対応出来るように、機械器具等を適切に維持管理するとともに、老朽化している消防車両や機械器具等の更新整備を行い、計画の準備を進める。
⑧	消防水利増強整備事業	義務自治	経常	消防活動における水利の確保のため、防火水槽、消火栓の設置や消火栓ボックスの保守・点検を行う。	5,163 (22,338)	2,713	B 災害において、消防水利を最大限活用するため、消火栓、防火水槽、消火栓ボックスの維持管理に努める。
(a) 決算額・予算額 計					105,761 (186,611)	47,812	(b)

(参考 つづき)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
⑨ 消防庁舎施設維持管理事業	任意自治	経常	消防庁舎施設の機能を確保するため、適正な維持管理を行う。	7,617 (16,767)	22,022	B 消防庁舎施設の機能を確保するため、消防庁舎1・2階トイレ修繕工事等を行い、適正な維持管理に努める。
⑩ 消防活動事業	任意自治	経常	災害現場において、二次災害や拡大を防ぎ迅速に活動する。	380 (9,305)	383	B 計画的な物品購入及び維持管理を行い、迅速、安全な災害現場活動を遂行していく。
⑪ 消防職員被服貸与事業	任意自治	経常	消防職員が安全で機動性のある業務活動を行うため、消防等衣服の貸与を行うとともに、計画的に更新を行う。	0 (0)	0	F 3箇年計画であり、令和2年度で完結。
⑫ 救急救命活動事業	義務自治	経常	迅速な救急救命活動を行うため、医師24時間常駐の指示センター方式を活用し、また、救急活動の事後検証を実施し、プレホスピタル・ケアの充実を図る。	3,616 (11,791)	3,980	B よりよい救急救命活動を行い、住民の生命を守るため、指示センターを活用し、プレホスピタル・ケアの充実を図る。 感染防止のため装備の強化を行う。また、感染防御も徹底し隊員の安全確保に努める。
⑬ 救急救命応急手当普及推進事業	任意自治	政策	救命率の向上を図るため、救急・応急処置の普及に努めるとともに、普通救命講習を開催する。 また、引き続き町内のコンビニエンスストアにAEDを設置する。	991 (8,416)	1,084	B 普及啓発活動に努め、WEB講習や普通救命講習・応急手当講習を開催し、一般住民に対するの応急手当の重要性を再認識してもらい救命率向上を図る。
⑭ 火災等予防推進事業	任意自治	政策	住民の防火意識を高めるため、住民や事業所に対して、集団防火指導や広報を行うとともに、防火意識の啓発、防火安全対策の徹底を図る。	1,500 (12,825)	1,722	B 地域住民に対し住宅用防災機器の普及啓発及び保守管理について広報活動を行い、火災予防と防火防災意識の向上を図る。事業所に対して消防訓練を実施し、防火防災意識の高揚を図る。
⑮ 危険物施設保安体制強化事業	任意自治	経常	危険物施設や事業所の保安体制を強化するため、査察及び研修会等を開催し、防災意識の啓発に努める。	0 (3,300)	0	B 危険物保有事業所に対して危険物取扱従事者研修会を開催し、火災予防と防火防災意識の向上を図る。
⑯						
決算額・予算額 計				14,104 (62,404)	29,191	
(a) 前シートとの合計				119,865 (249,015)	77,003	(b) ←この欄手入力

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

- <区分1>
 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)
- <区分2>
 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
 <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

- <取組方針>
 新: 新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **防犯**

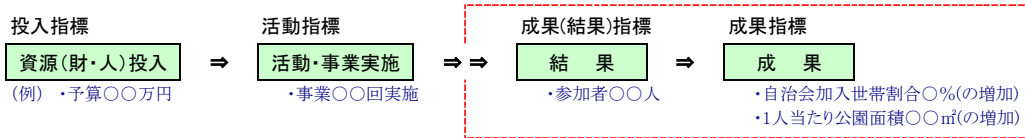
1. 施策の基礎情報 <Plan>

		担当課	総務課
総合計画上の位置付け	章	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます	
	節	第3節 防犯	
成果目的(総合計画基本方針)	地域ぐるみで防犯体制を整え、安全・安心なまちづくりを推進します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	本町では生活安全条例に基づき、犯罪の未然防止など住民の安全確保に取り組んできましたが、高度情報化の進展、コミュニティ意識の希薄化などから、犯罪の広域化・高度化や情報技術を利用した新たな犯罪への危惧が高まっており、多様化する犯罪等に対する危険意識や知識の向上が必要です。 安全・安心なまちづくりに向け、地域ぐるみの監視体制の確立や防犯活動を推進していく必要があります。 社会的に弱い立場の人が犯罪に巻き込まれることも少なくないことから、関係機関や地域と一体となって被害者に対するさまざまなケア体制を強化していく必要があります。		
総合計画基本計画(項目)	①防犯環境の向上 ②啓発活動の推進 ③犯罪被害者対策の推進		
主な事務事業の取組内容	防犯面では、安全安心まちづくり連絡会を開催することにより、安全安心な地域づくりを目指す。		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 3 実績値	R 4 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 刑法犯認知件数(町内)	件	376(H26)	330	132	147	300
【 5次総計目標 】 防犯カメラ設置台数	台	12	25	30	32	30
【 】						
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

年度	年度	決算額	(千円)
令和 3	年度	決算額	1,383
令和 4	年度	決算額 (a)	605
令和 5	年度	予算額 (b)	3,394

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 小学校区単位で結成されている子ども安全見守り隊では、PTA、民生児童委員、シニアクラブ、青少年協など様々な団体、個人が協力して登下校の安全見守り活動を行っていただいている。町では、この他に防犯推進委員、交対協、JA、郵便局、社協など各団体にも参画いただくなかで情報交換を行い、地域の安全安心のため効果的な活動を各団体が行えるように生活安全まちづくり連絡会を開催している。 防犯カメラについては宇治警察署と連携し、増設を行うなど、犯罪の抑止につなげている。また、地域の事情に応じた自治会などの防犯カメラ設置について、その経費の一部を補助する制度を開始し、令和4年度は1つの自治会が利用した。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 各団体の自主的な防犯活動の支援や情報提供による相互連携の促進を図るとともに、犯罪抑止の観点からの防犯カメラ設置を進めており、事業構成・内容は概ね妥当である。		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 令和3年度の設置により第5次総合計画上の防犯カメラ設置目標数を達成したが、公園や地下道、通学路などにおいて設置を望む声もあることから、各所管課において調整のうえ、引き続き、宇治警察署と連携し設置の検討を行う。設置箇所については、プライバシーの問題や効果的な設置箇所の選定が必要なことから、計画的に取り組む必要がある。 また、自治会向けの防犯カメラ設置補助については、自治会負担が発生するが、地域の事情に応じた効果的な防犯対策につながる箇所については、積極的に設置してもらえよう、今後も啓発する必要がある。 今後の防犯対策に関わる活動について、警察、行政、地域が一体となって取り組めるよう、パトロールや情報交換などの現状の活動以外にどのような取組が可能であるか検討する必要がある。
	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 町が設置する防犯カメラについては、令和3年度分の設置により第5次総合計画上の目標数を達成したことから、一旦仕切り直すこととし、現在設置済のものも含め今後必要とされる箇所分については、その設置の目的により所管課管理のもと設置していくよう調整していくこととする。総務課所管分については、公共に資する犯罪の未然防止を基本とし宇治警察署等に専門的な助言をいただきながら調整・検討していくこととする。なお、地域防犯の観点から、自治会などの地域が防犯カメラを設置することについて、引き続き補助制度を活用いただくとともに支援やアドバイスを行っていく。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 防犯推進事業	義務自治	政策	安全・安心なまちづくりの推進のため、子ども安全見守り隊や防犯対策協議会など地域の防犯活動に対する支援を行うとともに、各種協議会及び宇治市・宇治警察署と連携して広域的な防犯対策の取組を実施する。 また、犯罪抑止のための防犯カメラを計画的に設置するとともに、自治会などが設置する防犯カメラの経費の一部を補助する。	575 (2,055)	2,854	B 安全・安心なまちづくりの推進のため、子ども安全見守り隊や防犯対策協議会など地域の防犯活動に対する支援を行うとともに、各種協議会及び宇治市・宇治警察署と連携して広域的な防犯対策の取組を実施する。 また、犯罪抑止のための防犯カメラを計画的に設置するとともに、令和元年度に創設した、自治会などが自ら設置するカメラに対する経費の一部補助制度を活用いただけるよう啓発していく。
② 犯罪被害者支援事業	義務自治	政策	犯罪の被害に遭われた人やその遺族・家族の方が受けた精神的負担を軽減するため、相談窓口の開設や経済的支援を含めた総合的な生活支援を行う。	30 (1,510)	540	B 犯罪の被害に遭われた人やその遺族・家族の方が受けた精神的負担を軽減するため、相談窓口の開設や経済的支援を含めた総合的な生活支援を行う。
③						
④						
⑤						
(a) 決算額・予算額 計				605 (3,565)	3,394	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

經常: 經常的事務事業(主に義務的、經常的に行われている事務事業)

施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算を含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名(節)：交通安全

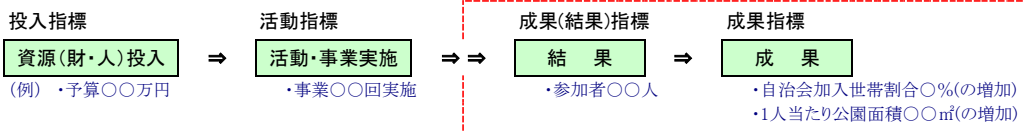
1. 施策の基礎情報 <Plan>

		担当課	建設課
総合計画上の位置付け	章	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます	
	節	第4節 交通安全	
成果目的(総合計画基本方針)	交通安全意識の啓発を行うとともに、安全な道路環境の創出により、交通事故の発生を抑制します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	近年の京都南道路(国道1号)や国道478号の整備に伴い、本町における交通量はますます増加しています。一方、道路交通における交通事故発生数、死亡者数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故数は全体の4割を占めるなど増加傾向にあり、高齢者や子どもの交通安全意識の高揚が必要です。違法駐車数は減少傾向にありますが、重点的に対策が必要な路線があるなど、警察と連携し、今後も継続した取組が必要です。		
総合計画基本計画(項目)	①交通安全意識の啓発 ②安全な道路環境の創出		
主な事務事業の取組内容	宇治警察署や町交通安全対策協議会と連携し、各種交通安全運動の啓発活動を推進する。また、駐車対策として、迷惑駐車パトロールや放置車両の撤去、高齢者対策として運転免許証自主返納支援事業に取り組む。		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27	R 2	R 3	R 4	R 7
		当初実績	総計中間目標	実績値	実績値	総計目標
【 5次総計目標 】 高齢者の事故死傷者数	件	71(うち死亡9件)	—(うち死亡0件)	21(うち死亡1)	21(うち死亡0)	—(うち死亡0件)
【 5次総計目標 】 町内交通事故発生件数	件	250(うち死亡7件)	—(うち死亡0件)	88(うち死亡1)	83(うち死亡1)	—(うち死亡0件)
【 5次総計目標 】 安全灯のLED導入率	%	8	99.0	99.0	99.0	100
【 成果(結果)指標 】 道路使用適正化促進(迷惑駐車対策)	台	934	624	633	511	610
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

令和 3 年度 決算額	12,495
令和 4 年度 決算額 (a)	10,910
令和 5 年度 予算額 (b)	12,240

(千円)

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 交通事故の原因となる違法、迷惑駐車について、委託業者に年間を通しパトロールを依頼。啓発を行うことにより、違法迷惑駐車は減少傾向にある。また、高齢者の交通事故についても、減少傾向にある。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 交通事故年中発生件数及び違法迷惑駐車が減少傾向にあることから、これまでの取組内容が妥当であったと考えられる。交通事故の撲滅を目指すためには、今後も町交通安全対策協議会、宇治警察署等と連携した取組を、継続的に実施していくことが重要である。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 近隣では、新名神高速道路の整備が進んでおり、今後町内の第二京阪道路や国道1号、京滋バイパスなどの通行量の増加が見込まれることから、ますます交通渋滞や生活道路への通過車両の流入に伴う交通事故等が懸念される。 また、交通安全灯(LED灯)の整備については、町内全域で設置は進んだものの、自治会等からの設置要望が根強くある。
	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 今後も引き続き、高齢者や子供の交通事故防止のための安全教育活動や街頭啓発に積極的に取り組む。 また、交通安全灯(LED灯)の整備については、町内全域で設置は進んだものの、自治会等からの要望もあり、優先順位を決め計画的に、設置を進めていく。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 交通安全啓発活動推進事業	任意自治	政策	住民の交通安全意識の高揚を図るため、町交通安全対策協議会の活動を中心に警察と連携し、運転者のモラルの向上などの啓発活動を行う。また、高齢者等の運転免許証返納者に対しても助成する。	796 (2,671)	907	B 高齢者や子どもの交通事故を減らすために啓発活動を行う。また、運転免許証自主返納支援事業を実施する。
② 道路使用適正化促進事業	任意自治	経常	違法・迷惑駐車等を防止するため、交通パトロール員を配置し、啓発活動を行う。	622 (997)	710	B 引き続き違法駐車等を防止するための啓発活動を行い、違法駐車をしない意識の醸成を図る。
③ 交通安全施設維持管理事業	任意自治	インフラ	交通事故のない安全なまちづくりのため、交通安全灯の適正な維持管理を行う。また、地元等の新設要望を受けて必要性を検討した上で、新設灯を設置する。	9,492 (10,242)	10,623	B 住民・道路利用者の交通安全灯新設要望に対し、十分に必要性を検討したうえで、交通安全灯の新設を引き続き推進していく。
④						
⑤						
(a) 決算額・予算額 計				10,910 (13,910)	12,240	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的な事務事業(投資的・住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・日常的な事務事業(主に義務的・経常的に行われている事務事業)
- 施設: 建物施設の整備・維持管理事業
- インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **消費生活**

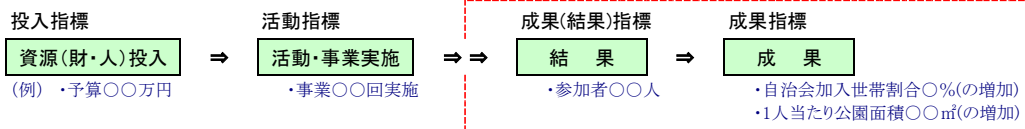
1. 施策の基礎情報 <Plan>

		担当課	産業・環境政策課
総合計画上の位置付け	章	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます	
	節	第5節 消費生活	
成果目的 (総合計画基本方針)	消費者被害の未然防止と発生時の相談体制の充実に努め、安心できる消費生活を支援します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	製品や食の安全安心に係るトラブルの発生、情報化の進展等に伴う特殊詐欺や悪質商法の被害など、消費生活をとりまく不安が高まっています。 本町においては、消費生活の専門員を配置し、京都府と連携しつつ、多様な相談への対応が可能な相談体制の充実に努めてきました。 高度化・多様化する消費生活トラブルの予防や防止には住民一人ひとりの意識・知識が重要なことから、消費者の意識を高める啓発を継続的に行っていく必要があります。 被害を受けた人が気軽に相談できる相談体制の一層の充実が必要です。		
総合計画基本計画(項目)	①消費者への啓発・相談体制の充実		
主な事務事業の取組内容	消費生活啓発事業		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 3 実績値	R 4 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 消費生活講座等啓発事業の開催	回	1	2	2	2	4
【 成果(結果)指標 】 相談件数	件	37	40	26	36	40
【 活動指標 】 広報啓発	回	12	12	12	12	12
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 3 年度 決算額	256
令和 4 年度 決算額 (a)	300
令和 5 年度 予算額 (b)	333

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 新型コロナウイルスの影響によって中止していた啓発講座を令和3年度から再開し、令和4年度も引き続き実施することができた。相談件数は目標値を下回っているものの、町広報紙での啓発が効果を上げているとも評価することができ、概ね達成できているとする。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 本町においては、相談員が常駐しておらず、消費生活問題に対して、さらに啓発していく余地は十分にあると考える。住民に消費生活問題への関心を寄せられるよう、町広報紙の掲載や啓発講座等の今ある事業に対して改善をしていきたい。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

<p>今後発生が予測される課題</p>	<p><観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。</p> <p>近年では様々な新たなサービスが提供されており、それに伴い、消費者トラブルはますます高度化・多様化している。さらには、民法改正による成年年齢引き下げに伴って、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年が消費者トラブルに遭うケースが見受けられるほか、依然として高齢者が狙われやすいことから、住民の高齢化によっても、被害件数が増加する恐れがある。</p> <p>本町で配置している消費生活相談員の高齢化により、相談員の引退にも対応できるような後継者を見つける必要がある。</p>
<p>施策の方向性</p>	<p><観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。</p> <p>住民の消費者トラブル防止のため、専門的知識を有する相談員による相談窓口を引き続き開設する。加えて、住民が消費者問題への関心を高めていけるよう、また、続々と提供される多様化・新サービスに対する教育を図るため、町広報紙への記事の掲載や啓発講座の開催等を実施していく。</p>

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 消費生活啓発事業	任意自治	経常	消費生活に関する必要な知識を習得し、消費生活の安定と向上を図るため、研修会などを開催する。また、消費生活相談の窓口として専門員を配置する。	300 (1,200)	333	B 町広報紙での注意喚起・周知、相談員による相談窓口は継続して行うこととし、消費者問題を啓発する講習会等も開催するなど、引き続き啓発を進める。
②						
③						
(a) 決算額・予算額 計				300 (1,200)	333	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止